

## 菊池市競争入札参加資格有資格者の指名停止措置について

## 1 指名停止を受けた業者

- (1) 商号 株式会社教育産業社  
代表者 烏田 知明  
所在地 熊本市東区長嶺南 1-4-73

## 2 指名停止措置の期間

令和2年4月27日から令和2年5月26日まで（1月）

## 3 事実の概要

株式会社教育産業社は、令和元年12月2日付で締結した旭志図書館 テーブル・イス等備品購入の契約において、一部品物が納入期限内で納入不履行となり、菊池市物品購入契約約款第10条第1項第1号により契約解除となった。

## 4 指名停止措置の理由

「菊池市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第1第4号（契約違反等）に掲げる措置要件に該当するため。

## 《指名停止等の措置要領 別表第1第4号》

措置要件	期間
4 市工事等の履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか契約に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき、又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内

＜問合せ先＞菊池市役所総務部財政課入札契約係  
電話：0968-25-2016